

(令和3年習志野市議会第2回定例会)

発議案第1号

国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 市角雄幸

国における令和４年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、令和４年度に向けて必要な教育予算を確保することを強く求めるものである。

記

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 老朽化等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式ト

イレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること。

8 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第2回定例会)

発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 市角雄幸

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第2回定例会)

発議案第3号

国の2030年エネルギー基本計画改定に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	佐野正人
-----	----------	------

賛成者	習志野市議会議員	中央重則
-----	----------	------

〃	〃	宮内一夫
---	---	------

国の２０３０年エネルギー基本計画改定に関する意見書

私たち生活クラブ生活協同組合は、人間が人間らしく自然と共生して持続的に生きていくために「食料」、「エネルギー」、「ケア」の自給ネットワークづくりを進め、その中のエネルギー政策においては「脱原発」、「エネルギー自治」、「ＣＯ２削減」を基本とし、エネルギーを「減らす・つくる・使う」活動と事業を進めている。平成２８年から自然エネルギーを中心とした「生活クラブでんき」の供給を開始し、令和元年度供給電力量７，９３０万キロワットアワー、低圧契約件数１５，８３４件となった。省エネを推進する活動も全国で広がっている。また、昨年７月には生活クラブ気候危機宣言を策定し、５つの実践に取り組んでいる。令和３年３月には東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から１０年の節目を迎えた。事故の終息もいまだ見えず、巨大なリスクを抱える原子力発電は即刻廃止すべきである。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものである。２０５０年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化とともに再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めることである。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項について強く求めるものである。

記

- １ ２０３０年エネルギー基本計画で再生可能エネルギー電力目標を６０％以上、２０５０年度は１００％とすること。
 - ２ 巨大なリスクを抱える原子力発電は即刻廃止し、石炭火力発電は段階的に縮小し２０５０年までに廃止すること。
 - ３ 脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギー主力電源化の実現に向けた推進と政策転換を早急に進めること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年 月 日

習志野市議会議長

清水大輔

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第2回定例会)

発議案第4号

土地利用規制法の廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆

土地利用規制法の廃止を求める意見書

第204回国会で重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が成立した。

本法は、国会の審議で、全国の米軍・自衛隊基地周辺や国境離島で暮らす住民を調査・監視し、必要があれば土地・建物の利用を制限し、憲法が保障するプライバシー権や財産権などの私権制限や恣意的運用のおそれがあることが明らかになった。

政府は、法整備の根拠として、北海道千歳市や長崎県対馬市の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入し、全国の自治体から意見書が上がっていることを挙げたが、意見書は16件にとどまり、そこに両市は含まれていない。施設の機能を阻害する行為についても、政府は、平成25年度以降、2度にわたり全国約650の米軍・自衛隊基地の隣接地を調査したが、運用に支障が生じるような事態は確認されていない。

さらに、本法は、対象や規制に具体性がなく白紙委任になっていることが重大問題である。内閣総理大臣が設定する注視区域の土地・建物の「利用状況調査」は、条文には利用者の定義がなく、土地・建物を利用するあらゆる人が対象になり得る。調査の期間は「継続的」、「複数回」になることも認め、調査内容に、利用者の職業や収入、家族・交友関係、活動歴、SNSでの発信なども含まれるのかとの質問に対し「それが土地の利用と直接関係なければ対象にはならない」と説明したが、調査してみなければ関係するかどうかを判断できない。利用規制の対象となる注視区域、売買等の届出義務が罰則付で科される特別注視区域、いずれも際限なく広がる可能性がある。勧告、命令、罰則の対象となる機能阻害行為とは何なのか、法律に定めはなく、罪となるべき行為は法律に明示されなければならない、罪刑法定主義の原則に反している。

また、政府は、区域内の土地・建物が敬遠され、土地取引価格の下落を招く可能性があることを認めた。しかし、「政府として補償は予定していない」と答弁している。「機能阻害行為」とは全く無縁の市民が経済的不利益を被ることなど到底認められない。

習志野市は、陸上自衛隊習志野駐屯地や習志野駐屯部隊演習場に近接し、多くの市民が注視区域の対象になる。自衛隊演習場基地あるがゆえの被害に日常的に騒音被害などを被っている市民を、政府による監視と処罰の対象にするなど断じて容認できない。

よって、本市議会は政府に対し、土地利用規制法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清 水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第2回定例会)

発議案第5号

教員免許更新制の廃止へ向けた抜本的な見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

教員免許更新制の廃止へ向けた抜本的な見直しを求める意見書

萩生田光一文部科学大臣の諮問を受けて、教員免許更新制の見直しを議論している中央教育審議会は、今年５月２４日、同制度を「存続するか廃止するか」の結論を次回の委員会で出す方針を明らかにした。教員免許更新制については、現場の過重負担などから教育関係団体や自治体などからも廃止を求める要望が出され、今年３月、萩生田文部科学大臣から、制度の見直しについて早期に結論を出すよう同審議会に諮問されていた。

教員免許更新制は、第一次安倍内閣の教育再生会議などの提言を受けて平成２１年度から導入された。一度取得すれば生涯の資格となる従来の仕組みと異なり、１０年に１回、３０時間程度の「更新講習」を受講しなければ、教員免許が失効する仕組みになっている。

しかし、実施から１０年余り、制度の行き詰まりが誰の目にも明らかになってきている。何より、教員不足を深刻化させ、産休・育休や病休の教員に代わる臨時教員が見つからなくなるなどの事態を生んでいる。また、５０歳代で免許更新を迎え、そのまま退職する教員も少なくない。さらに、教員免許を期限付としたことで学生の教育職への意欲を低下させ、結果として教員不足を招き、少人数学級実施の足かせともなっている。

教員の負担も深刻である。異常な長時間労働が改善されないもとで、自ら休みをとって受講し、受講料、交通費、場合によっては宿泊費まで自己負担する「更新講習」は、経済的にも物理的にも大きな負担になっている。全国市長会は「教職員の負担感はかなり大きく、研修に関する満足度は低い」と批判し、全国高等学校ＰＴＡ連合会も、不都合が多いとして廃止を求めている。

教育職は、「きびしい不断の研究により得られ、かつ、維持される」専門職である（ユネスコ「教員の地位に関する勧告」昭和４１年）。子どもの権利や個人の尊厳への思索、各教科を教えるための豊かな知識、人生に対する様々な経験、現代社会の諸問題への関心、そうした知識技能は絶えざる研究・修養全体で維持されていくものである。

よって、本市議会は政府に対し、現場教員の実態をありのままに把握し、教員免許更新制の廃止へ向けた抜本的な見直しを進めることを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第2回定例会)

発議案第6号

コロナ禍の下で生理用品を必要とする人へ無償配布を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月29日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆

コロナ禍の下で生理用品を必要とする人へ無償配布を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないなか、いわゆる「生理の貧困」が浮き彫りになっている。この間、雇用状況が悪化し、収入が減少している家庭の児童・生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する学生も増えている。非正規労働者は、解雇されるなどの状況がある。

こうしたなか、生活苦によって毎月の生活必需品である生理用品を購入することができず、交換回数を減らしたり、トイレットペーパーを代用するなど深刻な実態が明らかとなっている。生理用品は、女性にとって必需品であるにもかかわらず、不衛生な状態に置かれ、生理出血で、服や椅子を汚すことが不安で登校できない児童・生徒、通勤できない女性がいることを見過ごすことはできない。

また、多くの学校で保健室に常備しているとのことだが、必ずしも生理用品の必要な全ての人が、気兼ねなく保健室の常備品を使用できるとは限らない。

生理用品の入手が困難なことで、学習権や就労が脅かされ、人権が侵害されている事態は、政治の責任で直ちに改めるべきである。

内閣府男女共同参画局の調査によれば、千葉県では令和3年5月19日時点で21の自治体が、主に防災備蓄用の生理用品を供出した配布が始まっている。千葉県も防災時用に一定数の生理用品を備蓄しており、同様の取組は可能である。

習志野市は、5月24日から防災備蓄を活用し、生理用品を公立小・中・高校、公共施設の女子トイレに設置した。学生などから「忘れたときにあって良かった」と喜びの声があった。

これらのことから、コロナ禍で生活が困窮している生理のある人の、健康で衛生的な生活を保障するために、千葉県独自の緊急対策として、千葉県の責任において、困窮する若者をはじめ、生理のある人に無償配布することや、学校や公共施設の「女子トイレ」などに衛生面を配慮しながら返却不要の生理用品を置くことが必要である。

よって、本市会議は千葉県知事に対し、生理用品を必要とする人への無償配布を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清 水 大 輔

提案理由

本案は、千葉県知事に対して、標記意見書を提出するものである。